

リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項等リスク	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク	事業者と契約が結べない又は契約手続きに時間を要する場合	○※1	○※1
		上記以外の市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○	
		民間事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○
	資金調達リスク	民間事業者の事業の実施に必要な資金の確保に関するもの		○
	政策リスク	市の政策変更により、事業内容が変更又は中止となるもの	○	
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)		○
	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		○
		上記以外のもの(消費税の変更を含む)	○	
	許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	○	
		上記以外、事業者の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		○
	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
		事業者が行う業務に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	民間事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害		○
		市の責めに帰すべき事由による第三者への損害	○	
	環境問題リスク	民間事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えい等、環境保全に関するもの		○
		募集要項等で示しているもの以外の有害物質に対する確認・対策に関するもの	○	
	不可抗力リスク	風水害、暴動、地震等第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超える場合	○※2	△※2
	物価変動リスク	物価変動によるコストの変動	○※3	△※3
	債務不履行リスク	市の責に帰すべき事由による債務不履行	○	
		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	要求水準未達リスク	要求水準の未達によるもの		○

別紙 1

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
	要求水準変更リスク	市の責めに帰すべき事由による要求水準の変更	○	
設計・建設	測量調査リスク	市が実施した測量調査に誤りがあったことに起因するもの	○	
		上記以外の測量調査に起因するもの		○
	設計リスク	市の施設設計要求内容、設計与条件の内容に不備があった場合	○	
	設計変更リスク	民間事業者が実施した設計の不備によるもの		○
		市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
	工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断、遅延や必要となる費用の超過等		○
	工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		民間事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
維持管理・運営	計画変更リスク	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
		上記以外の要因による事業内容・用途の変更に関するもの		○
	施設契約不適合リスク	契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことによるもの		○
		民間事業者の責めによらない事故・火災等による損傷	○	
		利用者等第三者による施設の損傷（通常予見可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる範囲）		○
		前項以外の利用者等第三者による施設の損傷	○	
	大規模修繕リスク	大規模な修繕及び更新にかかる費用負担	○	
	需要リスク	利用者の増減による利用料金収入の変動		○
		民間事業者が自主事業として実施する事業の需要に関するもの		○
	光熱水費の変動リスク	光熱水費や燃料費の変動	○	

※1 議会の議決が得られないことにより契約締結が遅延・中止した場合は、それまでにかかった市及び事業者の費用は、それぞれの負担となる。

※2 主に市がリスクを負担するが、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負担するものとする。

※3 一定範囲までの増額分については事業者が負担し、それを超える部分については市が負担する。